

添付法令資料 1 :

モロッコにおける不動産登記手続に係る 2014 年 7 月 14 日付政令第 2-13-18 号
(目次)

- 第 1 編 不動産登記の準備手続 (第 1 条～第 14 条)
 - 第 1 章 登記申請書の提出 (第 1 条)
 - 第 2 章 登記における境界確定、移送、補充的境界確定及び不動産計画 (第 2 条～第 4 条)
 - 第 3 章 必要的登記 (第 5 条～第 8 条)
 - 第 4 章 登記済証及び特別登記済証並びにこれらの再発行 (第 9 条～第 14 条)
- 第 2 編 不動産登記後の手続 (第 15 条～第 19 条)
- 第 3 編 境界確定及び不動産登記の前後に亘る不動産計画に関する規定 (第 20 条～第 23 条)
- 第 4 編 登記簿及び不動産関連文書 (第 24 条～第 29 条)
- 第 5 編 不動産の保全に関する権利 (第 30 条～第 34 条)
 - 第 1 章 手数料の納付 (第 30 条～第 31 条)
 - 第 2 章 手数料の徴収 (第 32 条～第 34 条)
- 第 6 編 雑則 (第 35 条～第 36 条)

添付法令資料 2 :

韓国国税徴収法 (目次)

2016 年 12 月 20 日法律第 14383 号により一部改正 2017 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 7 条の 4)
- 第 2 章 徴収
 - 第 1 節 徴収手続 (第 8 条ないし第 14 条)
 - 第 2 節 徴収猶予 (第 15 条ないし第 20 条)
 - 第 3 節 督促 (第 21 条ないし第 23 条の 2)
- 第 3 章 滞納処分
 - 第 1 節 滞納処分の手続 (第 24 条ないし第 30 条の 2)
 - 第 2 節 差押え禁止財産 (第 31 条ないし第 33 条の 3)
 - 第 3 節 滞納処分の効力 (第 34 条ないし第 37 条)
 - 第 4 節 動産及び有価証券の差押え (第 38 条ないし第 40 条)
 - 第 5 節 債権の差押え (第 41 条ないし第 44 条)
 - 第 6 節 不動産等の差押え (第 45 条ないし第 50 条)

- 第 7 節 無体財産権等の差押え（第 51 条及び第 52 条）
- 第 8 節 差押えの解除（第 53 条ないし第 55 条）
- 第 9 節 交付請求及び参加差押え（第 56 条ないし第 60 条）
- 第 10 節 差押え財産の売却（第 61 条ないし第 79 条）
- 第 11 節 清算（第 80 条ないし第 84 条）
- 第 12 節 滞納処分の中止及び猶予（第 85 条ないし第 88 条）

附則

添付法令資料 3 :

保険専門業務参加者に関する 2004 年 4 月 30 日付モンゴル国法律（目次）
2015 年最終改正

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 3 条）
- 第 2 章 保険専門業務参加者の活動の国による規制（第 4 条ないし第 7 条）
- 第 3 章 保険専門業務参加者への従事に係る特別認可証の授与（第 8 条ないし第 13 条）
- 第 4 章 財産及び株式（第 14 条及び第 15 条）
- 第 5 章 会計記録及び会計監査（第 16 条ないし第 23 条）
- 第 6 章 保険専門業務参加者に対し課すべき制限（第 24 条ないし第 27 条）
- 第 7 章 市場倫理（第 28 条及び第 29 条）
- 第 8 章 監督・検査、情報の収集及び報告（第 30 条ないし第 35 条）
- 第 9 章 強制措置（第 36 条ないし第 42 条）
- 第 10 章 その他の規定（第 43 条ないし第 47 条）

添付法令資料 4 :

ジャリヤー経済事件の解決手続に関する 2016 年 12 月 22 日付
インドネシア共和国最高裁判所規則 No.14（目次）
同月 29 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 範囲（第 2 条）
- 第 3 章 簡易な手続による事件審理手続（第 3 条及び第 4 条）
- 第 4 章 判決（第 5 条及び第 6 条）
- 第 5 章 通常の手続による事件審理手続（第 7 条）

- 第 6 章 シャリーア経済紛争の審理段階
 - 第 1 節 呼出し手続 (第 8 条)
 - 第 2 節 公判 (第 9 条)
 - 第 3 節 和解勧試 (第 10 条)
- 第 7 章 立証 (第 11 条)
- 第 8 章 判決 (第 12 条)
- 第 9 章 判決の執行 (第 13 条)
- 第 10 章 経過規定 (第 14 条)
- 第 11 章 終則 (第 15 条)

添付法令資料 5 :

ベトナム鉱産物法の若干の条項の施行細則を定める議定 (目次)
政府の 2016 年 11 月 29 日付第 158/2016/NĐ-CP 号議定 / 17.01.15 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 9 条)
- 第 2 章 鉱産物の規画及び鉱産物に関する地質基本調査 (第 10 条ないし第 14 条)
- 第 3 章 鉱産物開発地における地域及び人民の権益並びに未開発鉱産物の保護 (第 15 条ないし第 20 条)
- 第 4 章 鉱産物区域及び鉱産物活動に関する規定
 - 第 1 目 鉱産物区域 (第 21 条ないし第 24 条)
 - 第 2 目 鉱産物の探査 (第 25 条ないし第 32 条)
 - 第 3 目 鉱産物埋蔵量の評価及び承認 (第 33 条ないし第 35 条)
 - 第 4 目 鉱産物の開発 (第 36 条ないし第 43 条)
 - 第 5 目 環境の改善及び回復方案の調整並びに鉱産物鉱山の閉鎖 (第 44 条ないし第 46 条)
- 第 5 章 鉱産物活動に係るライセンスの付与手続並びに鉱産物の埋蔵量の承認及び鉱産物鉱山の閉鎖
 - 第 1 目 接受機関、接受形式及び結果の返還 (第 47 条及び第 48 条)
 - 第 2 目 文書における書面形式 (第 49 条ないし第 57 条)
 - 第 3 目 手続実施の順序 (第 58 条ないし第 67 条)
- 第 6 章 鉱産物開発権のオークション及び鉱産物開発権付与の対価に関する若干の規定の修正及び補充 (第 68 条及び第 69 条)
- 第 7 章 施行条項 (第 70 条ないし第 72 条)